

著作権について

今日は、著作権について解説します。

著作権を正しく理解することで、安心して大量にアクセスを集める
ビデオを作ることが可能になります。

YouTube ではグレーなところ、いわゆる著作権ギリギリのところ
を利用することで、大量にアクセスを集めることができます
ので、必ず押さえておいてください。

それでは、張り切って参りましょう！

まず、著作権の定義から説明します。

「著作権は、作品を創作した者が有する権利であり、また、作品が
どう使われるか決めることができる権利である。作者の思想や感情
が表現された文芸・学術・美術・音楽などを著作物といい、創作し
た者を著作者という。知的財産権の一種。」

ということです。

簡単に説明すると、例えば、あなたが曲を作曲したり、ビデオを作ったりしたら、その曲やビデオは「あなたの著作物」になります。

そして、あなたはその曲やビデオの「著作権者」となります。

もし、あなたが作った曲やビデオを他の誰かが YouTube などでアップロードをしたら、それに対してあなたは自分の権利を主張することができます。

これが著作権です。

ただし、ここで1つ注意点があります。

例えば、もし私があなたの作った曲やビデオをアップロードしたとしても、著作権者であるあなたが「広めてくれるならOKですよ」といったスタンスであれば、著作権違反にならない、ということです。

なので、テレビ番組やアーティストの曲をアップしても、その著作権者が許可してくれているケースがあれば、何も問題はないということになります。

YouTube で、アナログ時代の古い T V の映像がアップされていても、全然消されずに出回っているケースが結構ありますが、これは著作権者が古いものだし YouTube にあげられているからといって、利益を損ねるわけでもないから「まあいいか」といった感じで黙認されている状態です。

逆に、YouTube でビデオが広がることによって、著作権者側が得をするような工夫をしてあげることができれば、著作権者から文句を言われることはほとんどありません。

例えば、T V C M などは YouTube にアップしても、基本的に文句を言われることはありません。

実際のところ、T V C M の出演者自体は、YouTube でビデオがアップされることを歓迎しているケースが多いのです。

水道橋博士もその 1 人です。

こちらの対談記事をご覧ください。

_____対談記事ここから_____

水道橋：もともと視聴するのにお金がかからないものを、リアルタイムの視聴者でない人たちが、本来の放映時間とは違うタイミングで、無料で見ていること自体には出演者としては何の抵抗もないんですよ。「インターネット配信だから別途課金してくれ、その分お金をよこしてくれ」という気持ちもありません。確かに全く問題がないわけではないと思うし、著作権は大事にすべきものだと思うけど、それ以上に自分が表現していることや発言していることを、より多くの人に見てもらうというほうが意義が大きいと思うんです。

水道橋：例えば大阪で放送されている、やしきたかじんさんの番組は、東京では放映されていないけど、ネットでは全部見られるようになっているわけです。テレビ局が黙認しているんですよね。そうなると「大阪でしか見られない番組だけど、ネットで見ておこう」となる。その結果「たかじんの番組は治外法権だ」と評判を高めているんです

_____対談記事ここまで_____

また、著作権の対象にならないものとして、10条2項の「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない」というものがあります。

つまり、ある数学の問題の解法や、ニュースの報道で取り上げられる事実などは、その発見や取材に非常に努力を要することがあっても、著作権で保護されることはない、ということです。

これから何が言えるかというと、T V 番組で流れていた事実の報道をネタに動画をアップロードしても著作権上は問題ないということです。

例えば「新型コロナウイルスの感染者が全国で3万人を超えた」というニュースネタをパクって、YouTube にアップロードしても、この10条の2項により全く問題はないということになります。

ただし、だからと言って、そのニュース番組をそのまま YouTube にアップすることは NG になります。

これは、映画の作品をそのままアップしているのと全く同じことに
なるからです。

安倍総理がＴＶでこんなことを言ってました。

有吉がＴＶでこんなことを言ってました。

これらは全て、事実の報道になりますので、これらは著作権上、著
作物には該当しないので問題は無いということになります。

以上が、YouTubeで稼ぐための著作権の考え方になりますが、い
かがだったでしょうか？

もし、「著作権は難しくてよくわからない」という方は、とりあえ
ずYouTubeに一度アップしてみてください。

もし、そのネタがＮＧであれば、YouTubeからＮＧだという通知
を受けますし、OKであれば何も言って来ないので、そうやって判
断するのもいいと思います。

ただし、もしＮＧだった場合、二度とそのネタはアップしないで
ください。

YouTube は特質上、1 度の失敗は許してくれますが、2 度 3 度と同じ失敗を繰り返すと確実に、その動画は削除されますので注意してください。

今回の著作権の考え方は、あなたがこれから YouTube で稼いでいく上で、非常に重要な考え方になるので、ぜひ覚えておいてください。

というわけで、今回は以上になります。

最後までご視聴いただき、ありがとうございました。